

## 沖縄県庁インターンシップ実施要綱

### (要綱の目的)

第1条 この要綱は、沖縄県（以下「県」という。）が実施する大学、短期大学・大学院及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学生の実習受入れ（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (インターンシップの目的)

第2条 インターンシップは、希望する大学等の学生に対し県における就業体験の機会を設けることにより、学生の就業意識の向上及び県政に対する理解の増進を図ることを目的とする。

### (実習生の受入手続等)

第3条 インターンシップを希望する学生及び在籍する学生を実習させようとする大学等の代表者は、インターンシップ申込書（別紙様式1）及びインターンシップ実習生受入協議書（別紙様式2）を沖縄県総務部人事課長（以下「人事課長」という。）に提出しなければならない。

2 人事課長は、受入の可否及び実習を行う所属を決定し、その旨を当該大学等の代表者に通知するものとする。

### (報酬等)

第4条 県は、インターンシップにより県において実習を行う学生（以下「実習生」という。）に対して、報酬・賃金、居住地から実習地までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

### (実習期間及び実習時間)

第5条 実習期間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）とする。ただし、県が必要と認めるときは、別に実習期間を定めることができる。

2 実習時間は、原則として午前8時半から午後5時15分までとする。ただし、県が必要と認めるときは、別に実習期時間を定めることができる。

### (実習プログラム等)

第6条 インターンシップによる実習を行う所属（以下「受入所属」という。）の所属長は、実習生の実習内容、日程等を定めた実習プログラムを定めるものとする。

2 受入所属の所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属の職員の中から実習担当者を指名するものとする。

### (服務)

第7条 実習生は、実習時間は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

- 2 実習生は、実習時間中、県職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、人事課長、受入所属の所属長及び実習担当者の指導、指示等に従わなければならない。
- 3 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- 4 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表等をする場合には、事前に受入所属の所属長の承認を得なければならない。
- 5 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨を連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨を連絡しなければならない。

#### （事故責任等）

- 第8条 実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
- 2 実習生が在籍する大学等の代表者（以下「大学等の代表者」という。）及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって第7条第1項から第4項までの規定に反する行為により、県又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

#### （実習の中止）

- 第9条 人事課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習を中止することができる。
- (1) 実習生が第7条の規定による服務義務に従わない場合その他実習を継続することが困難であるとき。
  - (2) 実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
  - (3) 実習の目的を達成することが困難であるとき。
- 2 人事課長は、前項の規定により、実習を中止する場合には、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

#### （その他）

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、別途定めることとする。

附則 この要綱は令和6年6月10日から施行する。

# 沖縄県庁インターンシップ申込書

申込日:令和 年 月 日

フリガナ				性別	(顔写真)
氏名					
生年月日		年齢			
所属大学等名		学年			
学部・学科名		専攻内容			
現住所					
携帯電話		E-mail		緊急連絡先	

## ■ インターンシップの希望理由 (目標や体験したいことなど)

--

## ■ 希望実習先

希望	部局名	課・所名	希望理由	
第1希望				
第2希望				
第3希望				
※定員を超過した場合などの上記部署以外の実習の希望の有無				はい・いいえ

## ■ 実習のできない期間

--

## ■ 自由記述欄 (受入先への要望、配慮が必要な事項など)

--

沖縄県総務部人事課長 宛て

大学等名  
代表者の職名・氏名

### インターンシップ実習生受入協議書

沖縄県庁インターンシップ実施要綱第3条第1項に基づき、沖縄県におけるインターンシップ実習生の受入れについて、次のとおり協議します。

なお、受入可能となった場合は、沖縄県庁インターンシップ実施要綱に記載の事項を遵守します。

#### 1 協議対象とする学生の氏名・学部・学科

No.	学生氏名	学部	学科	学年	特記事項等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

#### 2 学内のインターンシップ担当者

(1) 担当部署	
(2) 担当者氏名	
(3) 住所(担当部署の所在地)	
(4) 電話番号	
(5) メールアドレス	

(別紙様式3)

## 誓 約 書

私は、インターンシップ実習生として沖縄県庁にて実習を受けるに当たり、次のとおり遵守することを誓います。

- 一 実習中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めます。
- 一 実習期間中は、沖縄県職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、実習担当者の指導、指示に従います。
- 一 実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）は一切漏らしません。実習終了後についても同様とします。
- 一 実習の成果として論文等の外部への発表に際しては、事前に受入所属の所属長の承認を得ます。
- 一 以上の事柄に反する行為をした場合は、沖縄県及び損害を与えた第三者に対して自ら責任を負います。また、実習中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入することとし、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応します。
- 一 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、あらかじめ実習担当者にその旨連絡します。やむを得ない場合は、事後速やかに実習担当者にその旨連絡します。

令和 年 月 日

学生実習生 所 属

氏 名

沖縄県総務部長 殿